札幌市アイヌ文化交流センター条例の一部を改正する条例案 令和6年(2024年)11月28日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市アイヌ文化交流センター条例の一部を改正する条例 札幌市アイヌ文化交流センター条例(平成15年条例第7号)の一部を次のように改正する。

- (1) 別表 1 交流ホールの項中「9,200円」を「10,300円」に、「11,500円」を「12,900円」に、「18,400円」を「20,700円」に、「31,300円」を「35,100円」に改め、同表会議室 1、会議室 2、木皮加工室又は染色室の項中「600円」を「650円」に、「700円」を「750円」に、「1,300円」を「1,400円」に改め、同表レクチャールーム又は調理室の項中「1,700円」を「1,900円」に、「1,900円」を「2,300円」に、「3,800円」を「4,200円」に改める。
- (2) 別表 2 中備考以外の部分を次のように改める。

| 区分 |                   | 単位      | 観覧料  |
|----|-------------------|---------|------|
| 個人 | 一般                | 1人1回につき | 350円 |
|    | 高校生、大学生及びこれらに準ずる者 |         | 150円 |
|    | (以下「高校生等」という。)    |         |      |
| 団体 |                   |         | 300円 |

(3) 別表 2 備考 1 中「及び小学校入学前の」を「、小学校入学前の者及びこれらに準ずる」に改め、同表備考 2 中「総人員」を「者(高校生等及び備考 1 に規定する者を除く。)の総数」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる 規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次項の規定 公布の日

- (2) 別表1の改正規定及び附則第3項の規定 令和7年6月1日 (準備行為)
- 2 改正後の別表1に規定する使用料の徴収は、同表の改正規定の施行の日前においても行うことができる。

## (経過措置)

- 3 改正後の別表1の規定は、同表の改正規定の施行の日以後の使用に係る使 用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例 による。
- 4 改正後の別表2の規定は、この条例の施行の日以後の観覧に係る観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。

## (理由)

アイヌ文化交流センターの観覧料及び使用料を現状の経常経費を踏まえた適 正な額に改定するため、本案を提出する。